

特定健診は「ワンコイン健診」に！

基本料金を
ワンコイン(500円)に



受診しやすくなりました！

実施期間は
6～12月と7カ月間へ延長

生活習慣病予防の一步！
特定健康診査を受けたく
なる3つの理由

あなた自身の健康のために

ワンコインで描く

あなたの未来予想図

特定健康診査(特定健診)は、「生活習慣病予防」の目的で実施しています。

生活習慣病は「食事」「運動」「ストレス」といった生活習慣の乱れが原因で、誰にでも起こる可能性がある病気です。

また、生活習慣病は自覚症状がほとんどないため、気付いたときには、合併症として「虚血性心疾患(心筋梗塞など)」「脳血管疾患(脳梗塞・脳卒中など)」といった命の危険を伴う大きな病気を引き起こしていることもあります。

つまり、「生活習慣病予防」はあなたの未来を左右します。あなた自身のために、そして大切な家族のために、

予防の一步である特定健診を受けましょう。

ひびくではありません

本市は岡山県の中でも

メタボの人がたくさん

「自分は大丈夫」「何かあれば、いつでも受診できる」と思っていないませんか。

特定健診の結果、メタボの危険がある人は、生活習慣病予防の取り組みを積極的にすすめる「特定保健指導」の対象者となります。

「特定保健指導対象者」は大変多く、本市の「特定保健指導対象者率(特定健診受診者に占める特定保健指導対象者の割合)」は、県内27市町村のうちワースト10にずっと入っている状況です(平成25年度は15・1%でワースト8位でした)。



肝炎ウイルス検査も実施

肝炎ウイルス検査は、肝炎の原因であるウイルスに感染しているかどうかを血液検査で調べるものです。たとえば、感染している場合、適切な健康管理・治療で肝炎から肝硬変や肝がんへの悪化を予防することが可能です。

市では、次のとおり肝炎ウイルス検査を実施します。この機会に検査を受けましょう。

▽対象者 平成27年度末年齢が40～74歳の人で、今までにこの検査を受けていない人

※「個別勧奨制度」として平成27年度中に40・45・50・55・60・65・70歳になる人で、今までに検査を受けていない人には、検査を無料で受けられる受診券を5月中に送付しています。

▽実施期間

6月1日(月)～12月25日(金)

▽実施方法 集団検査(特定健診と同じ会場) または個別検査(市内医療機関)

▽受診料

・集団検査 600円

・個別検査 1,100円

(市の特定健診と同時実施)

・個別検査 1,700円(単独実施)

▽持参するもの 健康保険証

※「個別勧奨制度」対象者は、受診券を必ず持参してください。

前立腺がん検診も実施

前立腺がんは、日本人に少ないとされてきましたが、近年、日本でも罹患患者数が急増しています。

前立腺がん検診は、血中のPSAといわれるタンパク質の量を血液検査で調べるものです。市では、次のとおり前立腺がん検診を実施します。毎年受けるようにしましょう。

▽対象者 平成27年度末年齢が40歳以上の男性

※前立腺がん治療中の人は除く。

▽実施期間

6月1日(月)～12月25日(金)

▽実施方法 集団検診(特定健診と同じ会場) または個別検診(市内医療機関)

▽受診料 600円

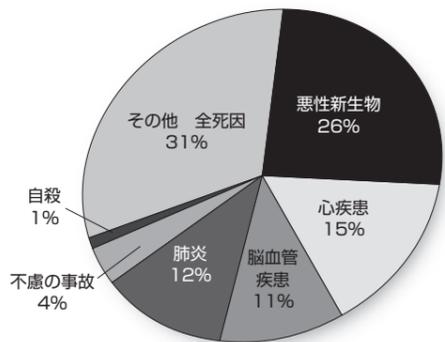
※75歳以上の人は無料です。

▽持参するもの 健康保険証

▽健康づくり推進課

☎0869・26・5961

平成23年度 市の死因別死亡数
(厚生労働省平成23年人口動態統計より)



また、合併症である「虚血性心疾患」「脳血管疾患」の治療中の人も非常に多い状況です。



死因、医療費と生活習慣病の関係

医療費適正化、介護予防にもつながります

本市では、死因別死亡数の26%(約4分の1)を生活習慣

病の合併症「心疾患」「脳血管疾患」が占めています。

また、瀬戸内市国民健康保険の「保険給付費(医療費)」は右肩上がりに増加しています。医療費の内訳として、生活習慣病や合併症が大きな割合を占めています(例えば、合併症の一つである「慢性腎不全(透析有)」は、国保医療費の約10分の1を占めています)。医療費の適正化においても、生活習慣病予防が大変重要です。

また、生活習慣病は、要介護になった原因として大きな比率を占めており、介護の問題にも直結しています。特定健診を受け、予防していくことで、医療費削減や介護保険給付費

の減少にもつながります。

特定健診の対象者には受診券を送付します

特定健診は、生活習慣病予防を目的に40歳から74歳までの人を対象に、各医療保険者において実施されています。

特定健診では、腹囲測定や身体計測、検尿、採血、血圧測定、内科診察、問診などを行います。

市では瀬戸内市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの被保険者を対象に、特定健診を実施します。対象者には、5月末までに受診券を送付しています。

▽実施期間

6月1日(月)～12月25日(金)

※公民館や地域の集会所などで実施する「集団健診」の実施期間は、6月9日(火)から7月28日(火)までです。

▽実施方法

・集団健診(市内の公民館や地域の集会所などで実施) ※詳細の日程表は、受診券と一緒に送付しています。

75歳以上の後期高齢者医療被保険者の人へ

75歳以上の人は、既に内科疾患で治療中の場合を除き、生活習慣病の早期発見を目的とした「後期高齢者健康診査」を受診できます。対象者には、5月末までに受診券を送付しています。

▽実施期間および実施方法

特定健診と同様(上記参照)

▽持参するもの

健康診査受診券、後期高齢者医療被保険者証、健診受診料(基本料金は、集団健診、個別健診ともに500円)、検尿(朝一番の尿)、昨年度の健康診査の結果

国民健康

☎0869・24・7096